

# 回答書

(2026.5.27更新)

令和8年度大和市公共施設太陽光発電設備賃貸借（債務負担行為）に係るプロポーザルについて寄せられた質問に、次のとおり回答します。

番号	質問内容	回答
<p>7 (5) 回答 漏れ 分)</p>	<p>■仕様書</p> <p>○10. 責任分担の基本事項</p> <p>①9万一の場合の想定として、物件が、天変地異(地震・津波・噴火等)、騒乱・テロ行為等不可抗力により、滅失または棄損し修理不能(契約終了)となった場合、残期間の残賃借料について別途協議は可能でしょうか。</p> <p>②0万一の場合の想定として、天変地異(地震・津波・噴火等)、騒乱・テロ行為等、双方の責めに帰することのできない不可抗力により生じた第三者への損害について、別途協議は可能でしょうか。</p> <p>②1損害保険への加入について、火災や盗難、自然災害(雷、台風、洪水等)が対象となる一般的な動産保険(物件購入金額を元に経過期間に応じて保険金額が低減する保険)への加入でも問題ないでしょうか。賠償保険と合わせ対象範囲や条件等ございましたら開示をお願いします</p> <p>②2損害保険料算定のため、設備を設置する建物の建築年月、建物の構造種別について教えてください。</p> <p>②3損害賠償保険の対象は施設全体ではなく、本事業で設置する設備のみという認識でよろしいでしょうか。</p>	<p>①9可能です。</p> <p>②0可能です。</p> <p>②1事業の完了までに支障のない形で、ご提案いただければと思います。</p> <p>②2平成26年3月建築、構造種別は鉄筋コンクリート造となります。</p> <p>②3結構です。</p> <p>(令和8年5月27日 回答)</p>
6	<p>・仕様書3.業務内容(1)概要キ 無償譲渡しない場合を想定しリース費用には撤去費を</p>	<p>・無償譲渡のため、リース費用に撤去費を含める必要はありません。なお、</p>

<p>含める認識でよろしいでしょうか。</p> <p>・仕様書 3. 業務内容 (5) リース契約に含まれる事項 ⑪ 既存の主任技術者様が太陽光設備についても兼任していただく前提で保安規定の変更届等を提出していただく費用という認識でよろしいでしょうか。</p> <p>・仕様書 4. 事業実施に関する共通事項 イ 市内事業者の活用は積極的に考えていきたいのですが評価事項でもある市内事業者活用というのは元請けでなくとも施工体制に含まれていれば評価いただけるのでしょうか。</p> <p>・仕様書 5. 設備工事前の調査、手続及び事業計画の作成 (1) 現地及び図面調査 現地調査の際に確認もさせていただきたいのですが「導入可能性調査報告書」内の候補地 1, 2 の建屋において現状雨漏れしている等の情報はございますでしょうか。</p> <p>・仕様書 7. 設置工事における配慮事項等 (4) 工事の実施 ウ 停電を伴う工事が想定されますが施設特性上容易に停電する事はできないと認識しております。工事計画書を提出した上で協議になる前提で事業者側の工事スケジュールに合わせて停電日を調整いただく事は可能でしょうか。 また停電可能時間の目安の為年次点検の時期、スケジュールをご教授いただく事は可能でしょうか。</p>	<p>質問 2 の 3-(5) に関する 2 つ目の回答もご覧ください。</p> <p>・既存施設の電気主任技術者が太陽光発電設備を兼任する体制のもと、受注者は大和市電気保安規程（中部浄化センター）に準拠した維持管理（点検、報告書作成等）を実施してください。電気主任技術者から維持管理内容について不備等指摘がある場合は速やかに対応してください。また、経済産業省関東東北産業保安監督部への各種書類作成及び届出に関わる業務一式も本業務の範囲に含まれます。</p> <p>・そのとおりです。</p> <p>・ありません。なお、候補地 1 のみが今回の対象施設となりますので、ご承知おきください。</p> <p>・調整可能です。優先交渉権者決定後の契約協議において、年次点検の時期やスケジュールを示させていただきます。</p>
--	---

<p>・仕様書 7. 設置工事における配慮事項等 (5) 防水及び屋根 ウ 防水保証が失効しているかどうかは事前に展開いただけますでしょうか。</p> <p>・仕様書 9. 電力供給・維持管理・報告・非常時の対応等 (2) 維持管理 エ 既設の主任技術者様が本事業の太陽光設備についても兼任していただける場合は事業者側で新たに主任技術者を選任する必要はない認識ですが兼任可否についてはどのようなご見解でしょうか。</p> <p>・使用電力量把握のためデマンドデータの提供はいただけますでしょうか。</p> <p>・仕様書 7. (2)オ ①～③の技術者は、施工会社（元請け）が配置する技術者でよいと考えてよろしいでしょうか。</p> <p>・仕様書 7. (5)防水及び屋根 設備設置後に漏水等が発生した場合、事業者の施工または設備に起因するものは事業者負担と理解しております。 一方で、既存防水層の経年劣化、既存建物の不具合、隠れた瑕疵、または本事業との因果関係が明確でない漏水については、市と協議のうえ責任分担を決定するとの理解でよろしいでしょうか。</p> <p>・構造・耐荷重不足で設置できない場合の取扱い 詳細調査、耐荷重検討の結果、既存建物の構造上の理由により、提案時の設備容量を設置できない場合、設備容量、リース料、補助金額、事業範囲等について協</p>	<p>・失効しています。</p> <p>・既存施設の電気主任技術者が太陽光発電設備を兼任する体制のもと、受注者は大和市電気保安規程（中部浄化センター）に準拠した維持管理（点検、報告書作成等）を実施してください。電気主任技術者から維持管理内容について不備等指摘がある場合は速やかに対応してください。また、経済産業省関東東北産業保安監督部への各種書類作成及び届出に関わる業務一式も本業務の範囲に含まれます。</p> <p>・提供できる資料一式に含まれていません。</p> <p>・そのとおりです。</p> <p>・そのとおりです。</p> <p>・そのとおりです。</p>
--	--

	<p>議・変更できるとの理解でよろしいでしょうか。</p> <p>また、既存建物の構造上の制約により設置できない場合は、事業者の責によらないものとして取り扱われるとの理解でよろしいでしょうか。</p> <p>・市から提供される既存資料の範囲</p> <p>既存建物の構造図、構造計算書、耐震診断資料、屋根伏図、防水仕様書、改修履歴、電気設備図、単線結線図等について、市より提供いただける資料の範囲をご教示ください。</p> <p>また、資料不足により追加調査が必要となる場合、その費用負担および工程への影響については、市と協議できるとの理解でよろしいでしょうか。</p> <p>・電力会社協議・系統連系の遅延や追加費用について</p> <p>電力会社との協議、系統連系申請、接続検討等の結果、追加設備、工事内容の変更、費用増加、または工程遅延が生じた場合、リース料、工期、事業範囲について市と協議できるとの理解でよろしいでしょうか。</p> <p>また、電力会社都合による遅延については、事業者の責によらないものとして取り扱われるとの理解でよろしいでしょうか。</p> <p>・施設運営上の制約による工期遅延について</p> <p>本施設は稼働中の公共施設であるため、施設運営上の都合により作業時間、作業日、停電可能日、搬入経路等に制約が生じる場合があると想定しております。</p> <p>施設側の都合により作業制限、工程変更、待機、再調整等が発生した場合は、工期および費用について協議できるとの理解でよろしいでしょうか。</p>	<p>・そのとおりです。</p> <p>・構造図、構造計算書、耐震診断資料、屋根伏図、防水仕様書、改修履歴、電気設備図は提供できます。単線結線図については、今回設置する雨水滞水池棟のものでなく、中部浄化センターの施設全体のものとなります。</p> <p>資料がないものの対応につきましては、別途協議とします。</p> <p>・協議可能とします。</p> <p>・そのとおりです。</p> <p>・そのとおりです。</p> <p>(令和8年5月19日回答)</p>
5	<p>○3.事業費</p> <p>① リース期間及びリース期間満了後の太陽光発電設備、蓄電池の使用期間において、市の責めにより補助金の返還が発生した場合、補助金返還リスクは貴市にご負担いただくとの認識で宜しいでしょうか。</p> <p>② 大和市地域脱炭素移行・再エネ推進重点対策加速化事業補助金交付要綱第7条では、耐用年数の期間を</p>	<p>①そのとおりです。</p> <p>②そのとおりです。</p>

<p>経過しない財産処分には市長の承認が必要とされ、財産処分納付金の納付の可能性が定められておりますが、本件リース満了し貴市へ設備を無償譲渡するのは財産処分に該当しないとの理解で宜しいでしょうか。</p> <p>また、譲渡後に貴市が耐用年数の期間を経過しない財産処分を行った場合でも、受注者には納付義務がないとの理解で宜しいでしょうか。</p> <p>③ 当該補助事業に採択されなかった場合、契約金額の変更や事業継続の可否について、市と協議するという認識で宜しいでしょうか。</p> <p>④ 重点対策加速化事業を活用する場合、受注者は国から直接ではなく、貴市からの間接的に補助金を受け取ることになると解釈致します。万一受注者の責によらず、国または貴市への補助金完了手続きが不備となった場合の交付金、または補助金返金等が発生した場合の返還請求金については、貴市にご負担頂きますでしょうか。また、リース契約書の条文または特約として表記させて頂くことは可能でしょうか。</p> <p>⑤ 貴市から事業者への補助金の入金日は、何年何月を想定されているでしょうか。</p> <p>⑥ 事業者側の責によらず、補助金の交付が受けられない、もしくは減額して交付される場合、または補助金の返還義務が発生した場合、事業者側は費用負担しないという認識でよろしいでしょうか。</p> <p>⑦ 事業者起因でない事由により補助金交付日が予定日より大幅に遅延し、賃貸借期間や契約金額(調達価格変動や金利変動等)に見直しが必要になった場合、協議は可能でしょうか。</p>	<p>そのとおりです。</p> <p>③国交付金事業としては計画の承認を受けていますので、国と本市の補助要領等に反しない限り、「補助事業に採択されなかった場合」という事態はないものと考えます。</p> <p>④受注者(事業者)でなく市の責による交付金・補助金の返還等については、市の負担となります。契約書への表記については、契約協議の際の協議事項といたします。</p> <p>⑤令和9年3月末です。</p> <p>市の責による場合は④と同様です。市と事業者のいずれの責にもよらない場合は、協議となります。</p> <p>⑦賃貸借期間については協議可能です。契約金額については、仕様書の表1にありますとおり、事業者が負担者となります。</p>
---	--

<p>■実施要領</p> <p>○9-(11)資格要件</p> <p>⑧ 「令和 3 年度から令和 7 年度までの期間において、公共施設ないし民間施設への屋根置き太陽光導入の受注実績を、1 件以上有すること」について、受注実績は対象期間内に設置工事が完了し、リース(賃貸借)契約が開始していれば問題ないでしょうか。</p> <p>また証明書はリース(賃貸借)契約書の写しの提出で宜しいでしょうか？</p>	<p>⑧可とします。</p> <p>可とします。</p>
<p>■実施要領</p> <p>○11.事業の終了</p> <p>⑨ 「3事業内容」の「(5)リース契約に含まれる事項」⑮の廃棄費用、及び無償譲渡後 3 年間の保守維持管理費用について、リース料金に含めず、参考金額としての提示の認識で宜しいでしょうか。</p>	<p>⑨その通りです。なお、廃棄費用につきましては、質問2の3-(5)に関する二つ目の回答もご覧ください。</p>
<p>■実施要領</p> <p>○12.事業の終了</p> <p>⑩ 「市が別途、施設の改修工事等を実施する際は、事業者は必要に応じて設備の一時的な運転停止及び一時撤去、保管、再設置を行うこと」とございますが、本作業費用はリース料金に含めず、また停止期間中もリース料を支払って頂ける認識で宜しいでしょうか。</p>	<p>⑩そのとおりです。</p>
<p>■実施要領</p> <p>○15.契約締結に向けた協議</p> <p>⑪ 入札保証金や契約保証金は免除で宜しいでしょうか。</p> <p>⑫ 本件にて利用予定のリース契約書のひな形がございましたら、開示頂くことはできますか。また、貴市、代表者(リース会社)、施工元請会社(共同企業体構成員)の3者間での契約締結も可能でしょうか。</p> <p>⑬ 物件の設置工事など当社が貴市より請け負うことが法令上認められない業務(建設業法等により規制さ</p>	<p>⑪そのとおりです。</p> <p>⑫ひな形は、現時点ではありません。契約締結は、市と代表者(リース会社)の2者間の契約となります。</p> <p>⑬差し支えありません。</p>

<p>れる業務)がある場合、当社は、当該業務を貴市から受託するのではなく、当社の責任において施工元請会社(共同企業体構成員)へ当該業務を発注することで差支えないでしょうか。</p> <p>■仕様書</p> <p>○3-(1)概要</p> <p>⑭ 設置した設備の所有権は、事業期間終了時に市へ無償譲渡するとし、無償譲渡以外の条件はないとの理解で宜しいでしょうか？</p> <p>⑮ 「事業期間終了後も一定期間は性能を維持するように努めるところとする」とございますが、一定期間とはどの程度の期間となりますか？</p> <p>■仕様書</p> <p>○3-(3)事業期間等</p> <p>⑯ リース期間満了時に、設備を市へ無償譲渡する条件の場合、リース期間中の設備にかかる固定資産税は非課税扱い(リース料には同費用分は含めない)との認識で宜しいでしょうか。</p> <p>⑰ 本事業につきまして、現時点では納入期限までの完了を予定しておりますが、社会・経済情勢の悪化など受注者の責によらない不可抗力により生産・納期が遅延した場合、遅延損害金や指名停止等のペナルティを課さず、契約期間変更等の協議に応じていただけますか(社会・経済情勢の悪化など受注者の責によらない不可抗力による遅延に対し、遅延損害金や指名停止等のペナルティが課される可能性がありますと、入札参加が困難です)。</p> <p>■仕様書</p> <p>○3-(4)事業費、交付金及びリース料</p> <p>⑱ リース料は当月使用分を翌月末払いという認識で宜しいでしょうか。</p>	<p>⑭ そのとおりです。</p> <p>⑮ 市(発注者)は太陽光発電設備を法定耐用年数の17年間(事業期間終了後12年を含む)継続稼働する計画です。以上を踏まえた最適な維持管理及び事業継続に関する提案を行ってください。</p> <p>⑯ そのとおりです。</p> <p>⑰ ペナルティを課さず、協議に応じる考えです。</p> <p>⑱ そのとおりです。</p> <p>(令和8年5月19日回答)</p>
---	--

4	<p>○3-(3)事業期間等 設置完了の時期について、令和9年2月(市の完成検査および完了検査を含む)とされておりますが、検査を含む設置を2月に完了し、3月以降に補助金手続きを行うこととなりますでしょうか。</p> <p>○7-2 監督員及び現場代理人等の配置 「現場代理人は、この契約の履行に関し、工事現場に常駐し、その運営、取り締まりを行う」とされておりますが、常駐期間については現場施工期間を中心とし、物品調達や機器製作等の期間については常駐していない状態でもよろしいでしょうか？ また、現地代理人が現地に伺えない日については、現場代理人と共に業務を行っている者(現場代理人補佐のようなもの)が現場管理を行う形でもよろしいでしょうか。</p> <p>○導入可能性調査報告書 ・149 ページの「37. 中部浄化センター」において、候補地1の最適規模出力が70.7kW、設置角度30度となっております・出力及び設置角度については変更してもよろしいでしょうか。 ・37-2 ページのチェックリストにおいて、候補地2については想定出力が0kWとなっております。候補地2については、設置対象外と考えるべきでしょうか。</p> <p>○提供資料 ・仕様書に記載のある建築図面について提供をいただけますでしょうか。また、屋上への設置検討にあたり、矩計図等の屋上の詳細が確認できる資料をいただけますでしょうか。 ・仕様書に記載のある電気図面について提供いただけますでしょうか。施設全体の電気系統が確認できる単線結線図や系統図、分電盤図をいただけますでしょうか。提供いただいた後に、単線結線図も確認いたしますが、対象施設内には非常用発電機またはコージェネレーションシステム等の発電機は設置されております</p>	<p>○検査を含む設置を2月末までに完了し、実績報告書を3月初旬までにご提出いただいた上で、3月末までに補助金支払いを完了します。</p> <p>○結構です。</p> <p>結構です。</p> <p>○ ・変更可能です。</p> <p>・候補地2は設置対象外です。</p> <p>○ ・建築と電力に関する資料一式を提供いたします。一式の中に必要な資料がなかった場合には別途お申し出ください。施設所管課と確認のうえ、資料提供の可否を回答いたします。 ・電気図面に関しても上記と同様です。当該施設には非常用発電機があり、停電時に当該分電盤に電力を供給します。</p>
---	--	---

	<p>ようか。P・M-3に接続する場合で、施設内に非常用発電機または状用発電機津尾がある場合、停電時に当該分電盤には発電設備からの電力が供給されますでしょうか。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・電気料金等の計算のため、1年間分の電気料金明細をいただけますでしょうか。対象施設の30分デマンド値について提供いただけますでしょうか。</li> <li>・建物の積載荷重及び構造確認のため、構造計算書を提供いただけますでしょうか。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・こちらにつきましても、資料一式として提供いたします。</li> <li>・こちらにつきましても、資料一式として提供いたします。</li> </ul> <p style="text-align: right;">(令和8年5月19日回答)</p>
3	<p>1. 参加資格・実施体制について 【質問対象】 実施要領 9. 資格要件 (12) 【質問内容】 現在、複数企業による共同提案での参加を検討しております。「一級建築士」が構成員の協力会社に所属する人員であっても、要件を満たしますでしょうか。</p> <p>2. 廃棄費用の積立について 【質問対象】 仕様書 3. (5) ⑤ 【質問内容】 廃棄費用の積み立てについて、「廃棄等積立ガイドライン(資源エネルギー庁)」を参照するよう指示がありますが、同ガイドラインでは通常「調達期間終了日から起算して10年前の日以降」に積み立てを行うものとされています。本事業のリース期間は5年間(60か月)ですが、この期間内においてもガイドラインに基づいた積み立ておよび精算計画の策定が必須となるのでしょうか。</p> <p>3. 設備認定・基準について 【質問対象】 仕様書 6. (2) イ 【質問内容】 設置する設備について「JET 認証」またはそれに相当する品質基準への準拠が求められていますが、これ以外に市が指定する特定の認証・制度はありますか。</p> <p>4. 防水および屋根の状況について 【質問対象】 仕様書 7. (5)</p>	<p>1. 満たします。</p> <p>2. 国の「太陽光発電設備の廃棄等費用積立制度」に基づく積み立てを想定していましたが、同制度はFIT 認定を前提としたものであり、FIT 認定を取らない本件では積み立て不要でした。お詫び申し上げます。また無償譲渡ですので、そのほかの撤去費用は不要です。</p> <p>3. ありません。</p> <p>4.</p>

	<p>【質問内容】 施工計画策定のため、以下の点についてご教示ください。</p> <p>① リース期間である5年間のうちに、市側で当該施設の防水改修工事を実施する予定はありますか。</p> <p>② 仕様書に記載の「屋根施工や防水施工方法がわかる書面」について、市から既存図面や過去の改修記録等として提示いただけるものと考えてよろしいでしょうか。</p> <p>③ 現時点で市が把握している雨漏り等の不具合はありますか。</p> <p>④ 既存の防水層について、現在メーカー等の保証期間範囲内でしょうか。保証期間内の場合、その残存期間と具体的な保証内容（工法等）をご教示ください。</p> <p>5. 不可抗力による遅延の定義について  【質問対象】 仕様書 10. (6) 表1「予測されるリスクと責任分担」  【質問内容】 地政学的な影響（例：ホルムズ海峡の封鎖等による物流停滞）に起因する機材の納品遅延が発生した場合、これは協議対象となる不可抗力のリスクとして認められるでしょうか。  また、万が一遅延が生じた際の工期について、現時点での市の想定があればご教示ください。</p> <p>6. 改修工事等に伴う一時撤去費用の負担について  【質問対象】 仕様書 12. ア  【質問内容】 設備の運転停止、一時撤去、再設置等が必要になった場合、それに要する費用（人件費・工事費等）は市の負担となりますでしょうか。仮に事業者負担となる場合は、現時点における当該施設の改修・修繕計画（実施時期や規模等）の有無についてご教示ください。</p>	<p>①ありません。</p> <p>②そのとおりです。</p> <p>③ありません。</p> <p>④保証期間は切れています。</p> <p>5. ご指摘の事態は、不可抗力のリスクとして認めます。  令和9年2月末までに工事と検査が完了しない場合、令和9年3月末までの補助金支払いを行えず、国の交付金規定に反することとなります。工期の遅延が判明次第、市から事業者への補助金支払いと国から市への交付金支払いの時期が国の規定より遅れることにつき、国と協議することとなります。</p> <p>6. 原則として、市の負担となります。</p> <p style="text-align: right;">（令和8年5月19日回答）</p>
2	<p>■仕様書  ○3-(3)事業期間等  電力会社と系統協議が長期化した場合には、令和9年4月に供用開始できない可能性も考えられます。その場合には、リース期間を変更することは可能でしょう</p>	<p>・ 議会に債務負担行為書の修正を可決いただく必要がありますが、対応すべく調整します。</p>

	<p>か。</p> <p>○3-(5)リース契約に含まれる事項 部品交換費用を含むこととされていますが、5年間のリース期間に部品交換を行う可能性は低いと考えます。部品交換については、リース期間終了後、設備を無償譲渡した後、別途保守会社に発注すると考えてよろしいでしょうか。</p> <p>廃棄費用を積み立てることとされていますが、設置した設備については貴市に無償譲渡するため、貴市にて撤去することになると考えられます。リース料に撤去費用を含めるべきでしょうか。</p> <p>○6-(1)太陽光発電設備 導入する設備は耐震クラスSにするなど、耐震クラスの指定はございますでしょうか。</p> <p>○7-(4)工事の実施 受変電設備等へのブレーカー増設や継電器の設置にあたり全停電が必要となる可能性がございますが、貴市や電気主任技術者と調整のうえ、停電させることは問題ございませんでしょうか。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「部品交換費用」については、リース期間中の部品交換が生じた場合の費用となります。リース期間が終了し無償譲渡された後に生じる部品交換については含みません。</li> <li>・国の「太陽光発電設備の廃棄等費用積立制度」に基づく積み立てを想定していましたが、同制度はFIT認定を前提としたものであり、FIT認定を取らない本件では積み立て不要でした。お詫び申し上げます。また無償譲渡ですので、そのほかの撤去費用は不要です。</li> <li>・Sクラスにてお願いいたします。</li> <li>・問題ありません。</li> </ul> <p style="text-align: right;">(令和8年5月14日回答)</p>
1	<p>メンテナンスについては、点検範囲や点検項目等具体的なご指定はありますか？（例えば、外観検査のほか電圧電流測定等含め具体的な作業等）</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・基本としては、大和市電気保安規程（中部浄化センター）に沿った点検内容を実施していただきます。皆様のご提案をお待ちしております。なお、大和市電気保安規程（中部浄化センター）は経済産業省関東東北産業保安監督部東北支部保安規程モデル例を準拠しております。</li> </ul> <p style="text-align: right;">(令和8年5月14日回答)</p>